

平成 28 年 9 月 16 日

< 報道関係各位 >

災害復興住宅融資の利用対象者の拡充について

～平成 28 年 10 月 3 日より、被災者生活再建支援法に基づく「長期避難世帯」に認定された方は、り災証明書が交付されない場合も災害復興住宅融資をご利用いただけます。～

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽 1-4-10、理事長：加藤利男）は、災害により住宅に被害を受けた方に対する長期・固定金利の融資として、「災害復興住宅融資」を実施しております。

今般、当該制度について、以下のとおり利用対象者を拡充しますのでお知らせいたします。

【拡充内容】

平成 28 年 10 月 3 日より、被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）第 2 条第 2 号ハの「長期避難世帯」に認定されている世帯の方は、当該認定が解除されるまでの間、り災証明書（地方公共団体が現地調査等により被害状況を確認し、り災住宅の被害程度について証明するもの）が交付されなくても、当該認定がなされていることを確認できれば災害復興住宅融資をご利用いただけるようにします。

注 1 お申込みに当たり、長期避難世帯の認定を受けていることについて、地方公共団体から交付される長期避難世帯に該当する旨の証明書等で確認させていただきます。

注 2 長期避難世帯の認定が解除された後は、り災証明書の提出が必要となります。

注 3 災害復興住宅融資の受付は、原則としてり災日から 2 年間となり、それ以後は、長期避難世帯の認定が継続されている場合であってもお申込みいただけません。

注 4 災害復興住宅融資の建設資金又は購入資金をご利用いただけます。災害復興住宅融資（補修資金）はご利用いただけません。

注 5 長期避難世帯として認定を受けた親（満 60 歳以上の父母・祖父母）のために住宅を建設または購入される場合もご利用いただけます。

注 6 長期避難世帯として認定された地域内に賃貸住宅を所有されている方で、従前入居されていた方や被災された方のために、賃貸住宅を建設・購入される場合もご利用いただけます。

（参考）被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号

ハ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

融資制度の概要は別紙をご覧ください。

【災害復興住宅融資（機構ホームページ）】

<http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html>

《本件に関する報道関係の方からの照会窓口》
経営企画部 広報グループ 麓、熊谷、瀬戸口、小林
TEL：03-5800-8019

お客さまからのお問合せ窓口

【災害復興住宅融資について】

住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル）

0120-086-353（通話料無料）

- ※ 国際電話等でご利用いただけない場合は、＜TEL 048-615-0420＞におかけください（通話料金がかかります。）。
- ※ 電話相談は、土曜日及び日曜日も実施します。
（受付時間：9:00～17:00）（祝日及び年末年始を除きます。）。

災害復興住宅融資の概要（長期避難世帯用）

1 受付期間

随時受付しています。

原則として、り災日から2年経過日を受付の終期とします。ただし、東日本大震災で被災された方の受付の終期は平成30年3月31日とします。

2 お申込みができる方

次の①から④までの全てにあてはまる方

- ① 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに規定する長期避難世帯の認定を受けた方で、災害復興住宅融資の借入申込日現在、当該認定が継続されている方

(注) 借入申込時に、地方公共団体から交付される長期避難世帯に該当する旨の証明書の提出が必要となります。

また、借入申込後、契約時まで長期避難世帯の認定が継続されていることを確認させていただきます。

- ② ご自分が居住するため又はり災した親(※)が住むための住宅を建設又は購入する方

(※) 「長期避難世帯」の認定を受けた親(満60歳以上の父母・祖父母)が住むための住宅を建設又は購入する場合は、親孝行ローンを申し込むことができます(被災住宅の居住者が、融資を利用する方又はその配偶者の直系の尊属であることなどの要件があります。)

(注) 災害復興住宅融資(補修資金)はご利用いただけません。

- ③ 年収に占める全ての借入れ(※)の年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たしている方

[総返済負担率基準]

年収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※ 全ての借入れとは、災害復興住宅融資のほか、住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン(クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含みます。)などのお借入れをいいます。

- ④ 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

3 融資条件

① 融資限度額

融資額は、各所要額(建設費、購入費など)の合計額又は次表の合計額のいずれか低い額が限度となります(10万円以上で10万円単位です。)

・建設資金の場合

基本融資額			特例加算額 (建設資金)
(建設資金)	(土地取得資金)	(整地資金)	
1,650万円	970万円	440万円	510万円

・新築購入資金の場合

基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
2,620万円(注)	510万円

(注) 基本融資額(購入資金)には土地取得資金の970万円が含まれます。

・リ・ユース(中古)住宅購入資金の場合

	基本融資額 (購入資金)	特例加算額 (購入資金)
リ・ユース(中古)住宅、 リ・ユース(中古)マンション	2,320万円(注)	510万円
リ・ユース(中古)プラス住宅、 リ・ユース(中古)プラスマンション	2,620万円(注)	

(注) 基本融資額(購入資金)には土地取得資金の970万円が含まれます。

② 返済期間（※1）

建設	新築住宅購入	リ・ユース（中古）住宅購入	
耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内	【一戸建て等】 リ・ユース（中古）プラス住宅	35年以内
木造（一般）	25年以内	リ・ユース（中古）住宅	25年以内
		【マンション】 リ・ユース（中古）プラスマンション	35年以内
		リ・ユース（中古）マンション	25年以内
3年間の元金据置可（据置期間分、返済期間を延長可）（※2）			

（※1）完済時年齢（親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢）の上限は80歳です。

（※2）据置期間分、返済期間を延長した場合においても、完済時年齢の上限は80歳です。

4 融資を受けることができる住宅

- ① 建設：1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上 175㎡以下の住宅
- ② 新築住宅購入：
 - ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は、30㎡）以上 175㎡以下の住宅
 - ・申込受付日において竣工から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのない住宅
 - ・申込日前に登録上申込本人又は第三者（その住宅を建設した事業者を除きます。）の名義になっていないこと。
- ③ リ・ユース（中古）住宅購入：
 - ・1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（共同建ての場合は、30㎡）以上 175㎡以下の住宅
 - ・申込受付日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅
 - ・住宅金融支援機構の定める耐震性、劣化状況に関する基準等に適合する住宅
 - ・申込日前に登録上申込本人の名義になっていないこと。

（注）〔①～③共通〕被害が生じた住宅が175㎡よりも広いときは、その広さまでの住宅が対象となります。
また、融資を受ける住宅には、居室、台所及びトイレが備えられていることが必要です。

5 申込方法

取扱金融機関又は機構への郵送申込みを随時受け付けております。

取扱金融機関については、機構ホームページでご確認いただくか又は住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル 0120-086-353）にお問合せください。

災害復興住宅融資のお申込みに当たって、必要となる借入申込書などは、住宅金融支援機構お客さまコールセンター（災害専用ダイヤル 0120-086-353）にご請求ください。

6 申込みに必要な書類

- ① 災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表、個人情報の取扱いに関する同意書及び商品概要説明書
- ② 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険証又は住民基本台帳カード（氏名、住所及び生年月日が記載されたもの）のうち、いずれかの写
- ③ 地方公共団体から交付される長期避難世帯に該当する旨の証明書（写）
- ④ 申込人の収入及び納税に関する証明書
- ⑤ 82円切手を貼った封筒（封筒は、融資予約（承認）通知書送付用のもので、借入申込書と併せて配布しております。）
- ⑥ その他審査上必要な書類

7 融資手数料

不 要